

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	国民健康保険事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

壬生町は、国民健康保険事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

栃木県壬生町長

## 公表日

令和7年3月24日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険事務
②事務の概要	国民健康保険法に基づき資格の管理・被保険者証等の発行、所得資産の管理、レセプトのチェック・管理、療養費等の給付、統計処理等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分の判定の確認 ③国保情報集約システムとの情報連携 ④オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理、機関別符号の取得等（以下「オンライン資格確認の準備業務」という。）
③システムの名称	国情報データベースシステム 被保険者マスタ作成システム 統合宛名システム 住基システム 中間サーバ・ソフトウェア 国保総合PC(国保情報集約システム) 医療保険者向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
国保資格ファイル 国保負担区分ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一第16,30項並びに内閣府・総務省令第16,24条 国民健康保険法 第113条の3第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 表48、69、70、71項 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 表2、3、6、13、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173項 【オンライン資格確認の準備業務】 ・番号法附則第6条第4項 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民福祉部 住民課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	壬生町役場 総務部総務課 文書法規係 郵便番号:321-0292 住所:栃木県下都賀郡壬生町大字壬生甲3841番地1 電話番号:0282-81-1806 FAX:0282-82-8262
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	壬生町役場 総務部総務課 文書法規係 郵便番号:321-0292 住所:栃木県下都賀郡壬生町大字壬生甲3841番地1 電話番号:0282-81-1806 FAX:0282-82-8262
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float:right">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
<b>基礎項目評価の実施が義務付けられる</b>

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	
9. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検	[ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ <input type="radio"/> ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 9) 従業員に対する教育・啓発 ]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員等に対し、教育研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。このことから、従業員に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月1日	I-5. ② 所属長	住民課長 桑川 洋一	住民課長 沖 薫	事後	
平成29年5月1日	I-1. ② 事務の概要	国民健康保険法に基づき資格の管理・被保険者証等の発行、所得資産の管理、レセプトのチェック・管理、療養費等の給付、統計処理等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分の判定の確認	国民健康保険法に基づき資格の管理・被保険者証等の発行、所得資産の管理、レセプトのチェック・管理、療養費等の給付、統計処理等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分の判定の確認 ③国保情報集約システムとの情報連携	事前	
平成29年5月1日	I-1. ③ システムの名称	国情報データベースシステム 被保険者マスタ作成システム	国情報データベースシステム 被保険者マスタ作成システム	事前	
平成29年5月1日	I-4. ② 法令上の根拠	番号法第19条7号、別表第二第42、43、44項並びに内閣府・総務省令第25、26条	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号 ・番号法別表第二 第42、43、44、45項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条、25条の2、26条 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号 ・番号法別表第二 第1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、2条、3条、4条、5条、15条、19条、20条、25条、33条、43条、44条、46条、49条	事後	
平成29年5月1日	II-1 1つ時点の計数か	平成27年2月28日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	しきい値判断に変更なし
平成29年5月1日	II-2 1つ時点の計数か	平成27年2月28日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	しきい値判断に変更なし
平成30年5月7日	I-5. ② 所属長	住民課長 沖 薫	住民課長 平石 二美夫	事後	
平成30年5月7日	II-1 1つ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	しきい値判断に変更なし
平成30年5月7日	II-2 1つ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	しきい値判断に変更なし
令和1年5月14日	I-5. ② 所属長	住民課長 平石 二美夫	課長	事後	
令和1年5月14日	II-1 1つ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	しきい値判断に変更なし
令和1年5月14日	II-2 1つ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	しきい値判断に変更なし
令和1年5月14日	IV リスク対策	(記載なし)	(新規記載)	事後	
令和2年3月16日	I-1. ② 事務の概要	(略)	(略) ④オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理、機関別符号の取得等 (以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)	事前	既存内容の末尾に追記
令和2年3月16日	I-1. ③ システムの名称	(略)	(略) 医療保険者向け中間サーバー等	事前	既存内容の末尾に追記
令和2年3月16日	I-3. 法令上の根拠	(略)	(略) 国民健康保険法 第113条の3第1項及び第2項	事前	既存内容の末尾に追記
令和2年3月16日	I-4. ② 法令上の根拠	(略)	(略) 【オンライン資格確認の準備業務】	事前	既存内容の末尾に追記
令和2年3月16日	II-1 1つ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	しきい値判断に変更なし
令和2年3月16日	II-2 1つ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	しきい値判断に変更なし
令和3年3月15日	II-1 1つ時点の計数か	令和2年3月1日 時点	令和3年3月1日 時点	事後	しきい値判断に変更なし
令和3年3月15日	II-2 1つ時点の計数か	令和2年3月1日 時点	令和3年3月1日 時点	事後	しきい値判断に変更なし
令和3年7月21日	I. 4. ②法令上の根拠	番号法第19条7号	番号法第19条8号	事前	令和3年9月1日施行の番号法改正に伴う修正
令和4年8月19日	II-1 1つ時点の計数か	令和3年3月1日 時点	令和4年3月1日 時点	事後	しきい値判断に変更なし
令和4年8月19日	II-2 1つ時点の計数か	令和3年3月1日 時点	令和4年3月1日 時点	事後	しきい値判断に変更なし
令和4年8月19日	I-5① 部署	民生部 住民課	住民福祉部 住民課	事後	
令和4年8月19日	I-7 請求先 住所	栃木県下都賀郡壬生町通町12番22号	栃木県下都賀郡壬生町大字壬生甲3841番地1	事後	
令和4年8月19日	I-8 連絡先 住所	栃木県下都賀郡壬生町通町12番22号	栃木県下都賀郡壬生町大字壬生甲3841番地1	事後	
令和5年11月16日	II-1 1つ時点の計数か	令和4年3月1日 時点	令和5年3月1日 時点	事後	しきい値判断に変更なし
令和5年11月16日	II-2 1つ時点の計数か	令和4年3月1日 時点	令和5年3月1日 時点	事後	しきい値判断に変更なし
令和7年3月24日	I-3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一第16.30項並びに内閣府・総務省令第16.24条	番号法第9条第1項、別表第一第24.44項並びに内閣府・総務省令第16.24条	事後	
令和7年3月24日	I-4. ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号	事後	
令和7年3月24日	II-1 1つ時点の計数か	令和5年3月1日 時点	令和7年3月1日 時点	事後	しきい値判断に変更なし
令和7年3月24日	II-2 1つ時点の計数か	令和5年3月1日 時点	令和7年3月1日 時点	事後	しきい値判断に変更なし
令和7年3月24日	IV-8. 人為的ミスが発生するリスクの対策は十分か	(記載なし)	十分である	事後	
令和7年3月24日	IV-8. 人為的ミスが発生するリスクの対策は十分か 判断の根拠	(記載なし)	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	事後	
令和7年3月24日	IV-11. 最も優先度が高いと考えられる対策	(記載なし)	9) 従業員に対する教育・啓発	事後	
令和7年3月24日	IV-11. 当該対策は十分か【再掲】	(記載なし)	十分である	事後	
令和7年3月24日	IV-11. 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠	(記載なし)	毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員等に対し、教育研修を実施している。各研修においては受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。このことから、従業員に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	事後	